

(令和6年6月4日第8回統計作成プロセス部会説明資料)

PDCAサイクルによる 公的統計の品質確保・向上のための 点検・評価の取組状況

令和6年8月

総務省 統計品質管理推進室

I 取組の経緯等

公的統計の総合的品質管理を目指した取組について（令和元年9月統計委員会建議） 第Ⅲ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和2年6月変更、閣議決定）

「PDCAサイクルによるガバナンスの確立・品質確保に向けた取組の強化」として、各府省が、調査実施後に、調査計画の履行状況等を事後検証し、その結果を調査計画の見直し等に反映する仕組みのルール化等について記載

PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン（令和2年7月統計行政推進会議申合せ）

点検・評価の実施方法（チェックリストの活用、計画的な実施等）や、統計作成プロセスの透明化等の取組（調査計画や点検・評価結果のe-Statへの掲載等）などを盛り込んで策定【令和2年10月施行】

公的統計の総合的な品質向上に向けて（令和4年8月統計委員会建議）

各府省は、点検・評価を実施する中で、業務マニュアルについて以下の点について確認を行い、その結果を踏まえて業務マニュアルの充実や内容の改定を進めること等について記載（令和4年度後半に点検・評価を実施する基幹統計から順次）

- ア) 各業務プロセスの業務内容に対応した記載内容となっているか
- イ) 業務マニュアルで作成を定めている成果物や業務記録が作成・保存されているか
- ウ) 共有の範囲や方法は適切か

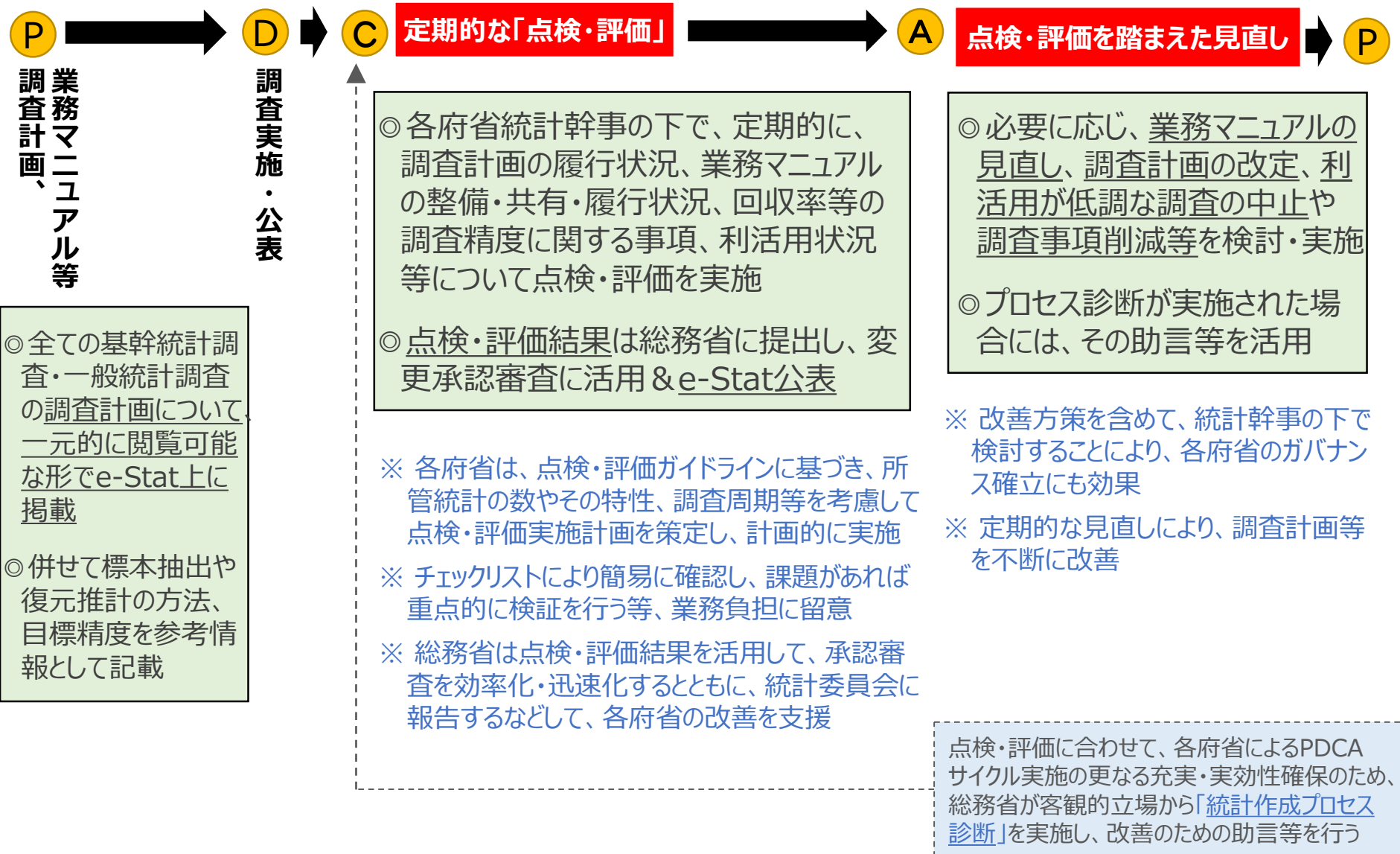
第Ⅳ期公的統計の整備に関する基本的な計画（令和5年3月閣議決定）

事後検証（自己点検）において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインの改定を行うこと等について記載

PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン（令和5年7月統計行政推進会議申合せ）

従前の調査計画の履行状況確認に加え、業務マニュアルの整備状況やこれに基づき作成された成果物の状況などの確認が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインを改定【令和5年10月施行】

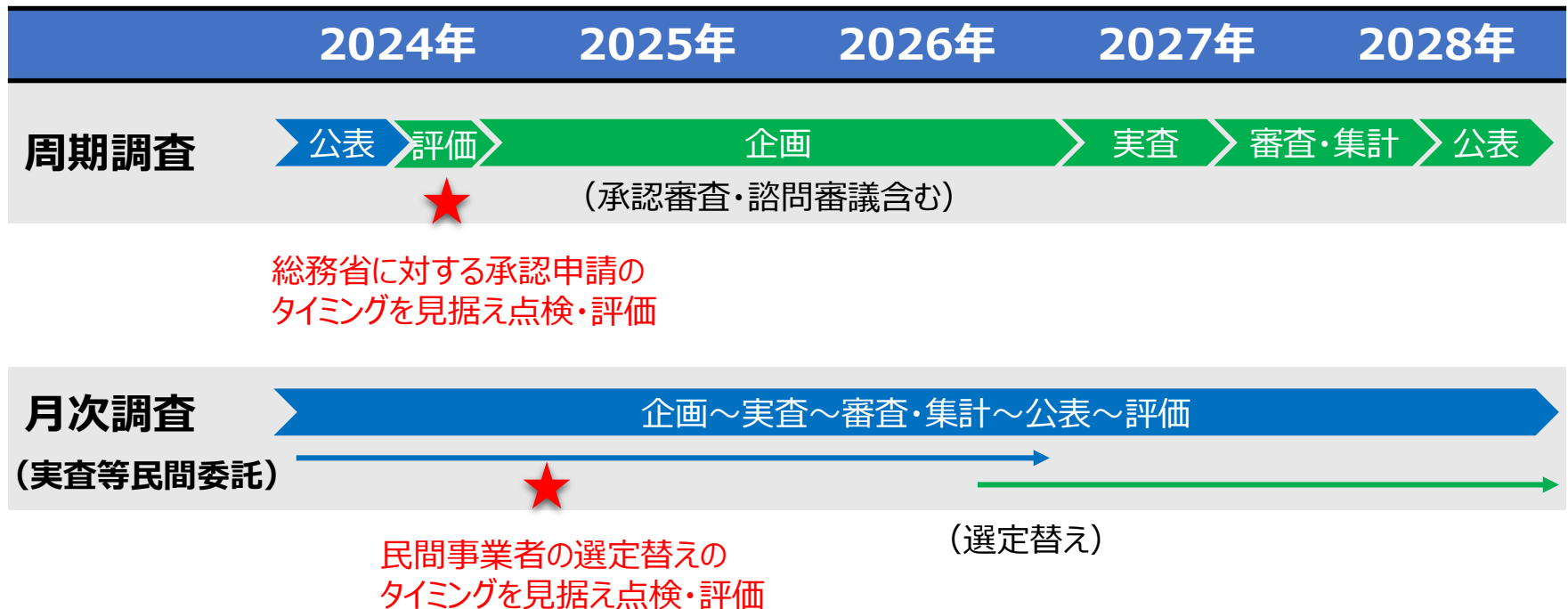
(参考 1) ガイドラインに基づく「点検・評価」の取組のイメージ



(参考 2) 点検・評価の実施時期

- 各府省は、所管する全ての統計調査を対象として、統計調査の数やその特性等も考慮して**実施計画を定め、計画的に点検・評価を実施**
- 3年以上の周期調査は当該周期の都度、また、年次調査及び2年以下の周期調査についても**定期的**（例えば、年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に、点検・評価を実施することを基本とする
- 点検・評価は、民間事業者の選定替えや総務省・統計委員会の承認審査・諮問審議のタイミングを見据えて実施するなど、**実効性のある取組とすることが必要**

【点検・評価の実施時期（イメージ）】



Ⅱ 点検・評価の実施状況（令和5年度）

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和5年度に76調査を実施しており、6年度は126調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数（令和5年度）			点検・評価実施予定（6年度）		
		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査		基幹統計調査	一般統計調査
内閣官房	1	—	1	1	—	1	—	—	—
人事院	4	—	4	3	—	3	3	—	3
内閣府	13	—	13	4	—	4	5	—	5
総務省	24	15	9	0	0	0	5	5	0
財務省	7	2	5	1	0	1	1	1	0
文部科学省	22	4	18	4	1	3	8	1	7
厚生労働省	87	7	80	20	3	17	44	3	41
農林水産省	40	7	33	18	3	15	33	6	27
経済産業省	23	8	15	6	1	5	6	4	2
国土交通省	63	9	54	18	5	13	15	2	13
環境省	6	—	6	1	—	1	0	—	0
その他	11	—	11	0	—	0	※6	—	※6
小計	301	52	249	76	13	63	126	22	104
うち共管	6	2	4	1	0	1	5	2	3
合計	295	50	245	76	13	63	126	22	104

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

※「その他」の内訳は、個人情報保護委員会が1、消費者庁が1、こども家庭庁が4である。

(参考3) 点検・評価の実施状況 (令和2年度からの総数)

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数 (令和2~5年度)			点検実施・予定数 (令和2~6年度)		
		基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査	※4年6か月	基幹調査	一般調査
内閣官房	1	—	1	1	—	1	1	—	1
人事院	4	—	4	3	—	3	6	—	6
内閣府	13	—	13	21	—	21	26	—	26
総務省	24	15	9	22	13	9	27	18	9
財務省	7	2	5	6	2	4	7	3	4
文部科学省	22	4	18	22	4	18	30	5	25
厚生労働省	87	7	80	56	11	45	100	14	86
農林水産省	40	7	33	92	15	77	125	21	104
経済産業省	23	8	15	27	8	19	33	12	21
国土交通省	63	9	54	60	11	49	75	13	62
環境省	6	—	6	6	—	6	6	—	6
その他	11	—	11	0	—	0	※6	—	※6
小計	301	52	249	316	64	252	442	86	356
うち共管	6	2	4	5	2	3	10	4	6
合計	295	50	245	316	64	252	442	86	356

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計に関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (1/3)

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成 (実施済み・検討中を問わない)

1 業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善

- ① 統計委員会建議等を踏まえ、遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに明記
- ② 調査事項や集計事項を変更する際の変更管理の手順等を整理し、業務マニュアルに記載
- ③ 地方公共団体、地方部局の調査担当者が使用する業務マニュアルの整備・改善等
- ④ 担当者の異動等に影響されず円滑に調査を継続できるよう、業務マニュアルの整備に着手

2 品質表示の充実

- 欠測値補完等の処理方法をホームページ上に掲載

3 統計調査を取り巻く環境の変化等に応じた調査項目・集計項目等の見直し

- ① 法改正等への対応のため、調査項目や集計項目を見直し
- ② 利活用の状況や、報告者負担の軽減、的確な回答の確保等の観点を踏まえ、調査項目や調査票の構成等を改善
- ③ 調査効率化のため、行政データ等の活用による調査項目の縮減

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (2/3)

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成 (実施済み・検討中を問わない)

4 報告者等の負担軽減や業務の効率化等を図るためのデジタル技術の活用

- ① 報告者負担軽減、調査効率化のため、オンラインによる回答を可能に
- ② 調査票の配布方法を郵送から電子メール送信に変更し、RPAを活用してメールの送受信等を自動化
- ③ 利活用状況を踏まえ、公表のデジタル化を進め、印刷物での公表を廃止

5 結果精度確保のための標本設計の見直し

- 調査結果の精度を確保するため、調査地区数を増加

6 業務委託・民間事業者の活用

- ① 職員の負担を軽減し、限られたリソースを有効活用するため実査業務を民間事業者に委託
- ② 統計精度の確保・向上のため、システムを用いたチェックの徹底を指示するなど、民間事業者に委託する業務の内容や、仕様書等を改善

Ⅲ 点検・評価を通じた課題等の改善例 (3/3)

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成 (実施済み・検討中を問わない)

7 公表時期の遅延や集計作業の漏れ等への対応

- ① 公表予定時期までに公表できなかったことを踏まえ、再発防止のために、業務工程の見直しや、作業マニュアルの整備等を実施
- ② 点検・評価において調査計画上の集計項目の一部の未公表を把握したことを踏まえ、今後、全ての集計項目を公表するよう改善

※ 以上の改善例を含め、点検・評価結果には、「統計作成プロセス診断」による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込まれている。

※ 各府省が行う点検・評価の結果については、統計法に基づく調査の変更承認申請や、総務省の審査においても活用・確認

(参考) 統計法に基づき令和5年度に承認した統計調査(基幹統計調査及び一般統計調査)のうち、点検・評価の結果を踏まえ調査計画を変更しているものが16件(調査)程度

IV 今後の取組について

- 引き続き、PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保に向けて、PDCAガイドラインに則した取組を着実に推進するとともに、第IV期基本計画に盛り込まれた下掲の具体的施策を実施

公的統計の整備に関する基本的な計画

(令和5年3月28日閣議決定。計画期間：令和5～9年度)

別表 今後5年間に講ずる具体的施策(抄)

(注)主要な箇所を抜粋。また、下線・強調等の編集は総務省において施したもの

■項目：「3 PDCAサイクルの確立による統計の信頼性の確保」の「(1)PDCAサイクルの定着」

【No.66】 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、業務マニュアルの必要な改定を行い、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やPDCAサイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、必要な助言・指導を行うとともに、事後検証が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。

【No.69】 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。

【No.70】 各府省は、統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う変更管理の取組を確実に実施する。

【No.72】 各府省は、各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。

【No.73】 各府省は業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。

【No.75】 各府省は、一部の業務を地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、これら受託者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。

【No.71、76】 総務省は次の事項を実施する。

- ・ No.70の取組支援（事例の収集・整理、府省横展開等）
- ・ No.75による統計作成プロセス改善好事例の横展開等